

福祉



福祉入門講座で 手話の実技など

手話などを学んだことがない人を対象に、福祉入門講座を開きます。

日時〓 6月15日、8月3日の水曜八回、午後1時30分～3時30分
会場〓 県社会福祉総合センター（新前橋町） 対象〓 手話などを学習したことがない聴覚障害者、先着十五人 内容〓 聴覚障害者の理解とコミュニケーション手段、実技など 申し込み〓 5月16日～23日（必着）に往復ハガキで、住所・氏名（ふりがな）・性別・年齢・職業・電話番号

地域で育児援助を 講習で会員養成

ファミリー・サポート・センターでは、地域で育児援助できる「まかせて会員」になるための講習会を開きます。
日時〓 5月16日・17日、午前9時～午後4時（17日は正午まで）
会場〓 勤労女性

号を明記し、〒371 084

3 前橋市新前橋町一三 一一一・県社会福祉総合センター内県聴覚障害者コミュニケーションプラザ、県聴覚障害者福祉入門講座係） 255 6633）へ

水道



下水道の分担金 期限内に申告を

下水道事業分担金は、市街化調整区域内に宅地を持っている人で、下水道工事が完了し、下水道が使えるようになった区域の人が納付の対象となります。該当者には、「下水道事業分担金納付者申告書」を郵送します。同封の返信用封筒で、期日まで

センター（総合教育プラザ内）対象〓 育児援助ができる心身ともに健康な人、先着二十人 内容〓 制度の概要、保育の基本、児童の心理と身体の発達、食事に遊びについて 申し込み〓 5月13日 までにファミリー・サポート・センター 230 9007へ

に申告してください。

〇：問い合わせは下水道建設課 890 3063へ。

税



軽自動車税は 5月が納付月です

軽自動車税は、四月一日現在の所有者に課税され、五月が納付月です。使用者などに変更があるときは、次の手続きをしてください。

原付自転車（125 以下のバイク）・小型特殊自動車

転出や死亡、譲渡などで所有者が変わったときは、市役所市民税課 各支所で名義変更・新旧所有者の記名・押印、車体番号が分かる物が必要）本市以外で使用する（譲渡を含む）ときはナンバーを返還、転出先で新しいナンバーを受ける、使用しないときは市民税課、各支所で廃車（ナンバーと印鑑を用意）。

軽二輪・二輪の小型自動車・軽四輪
車種によって手続きが異なります。軽二輪（一二五 超一二五以下）は自動車整備振興会

261 0221、二輪小型

傍聴できます

会議の公開

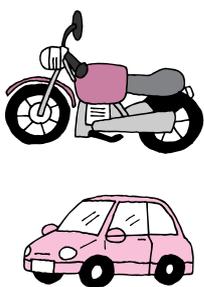
都市計画審議会

日時〓 5月16日 午後3時～4時
会場〓 市役所11階北会議室 対象〓 一般、先着十人
内容〓 都市計画用途地域の変更など 申し込み〓 当日午後2時30分に会場へ直接 問い合わせ〓 都市計画課 890 6943
教育委員会定例会
日時〓 5月17日 午後3時

02

廃棄物減量等推進審議会

日時〓 5月23日 午後3時30分
会場〓 市役所11階北会議室 対象〓 一般、先着十人
内容〓 一般廃棄物処理基本計画の改訂 申し込み〓 当日午後3時に会場へ直接 問い合わせ〓 清掃業務課 890 6272



自動車（一二五〇 超）は関東運輸局群馬運輸支局 263 4412、軽四輪は軽自動車検査協会 261 4621へ問い合わせてください。テレホンサービス 290 2264もあります。

軽自動車税の減免

障害者自身が所有する軽自動車などを本人やその家族が障害者のために使用する場合、申請

によって軽自動車税が減免になることがあります。申請書を納期限の七日前までに市民税課、各支所（城南支所を除く）へ提出してください。

〇：問い合わせは市民税課 890 6205へ。

期限内に必ず 自動車税納めよう

自動車税の納期限は五月三十一日です。期限までに必ず納めましょう。なお、納付には便利で安全な口座振替をご利用ください。

〇：問い合わせは県自動車税事務所 263 4343へ。